

## 学位論文題名

## 要件の視角から見た中国法人格否認の法理

## 学位論文内容の要旨

中国新会社法（2005年10月27日改正、2006年1月1日より施行。以下、「会社法」という）第20条第3項は、次のとおり規定している。すなわち、「会社の株主が会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合は、会社の債務に対して連帯して責任を負わなければならない」。この規定は、制定法の中で、もっとも明確に会社法人格否認の法理を規定した立法例だと言われている。

会社法人格否認の法理は、中国において、その施行から5年余りを経過したが、すでに深刻な問題を抱えている。例えば、会社法第20条第3項を適用する場合、その要件である「法人格の濫用」を認定する際に明確な基準がないため、会社法の基本原則に反して株主に責任を課した事例がある。結果として、法の安定性が害された。

しかし、この状況の中で中国においては、法人格否認法理の適用がますます拡大していく傾向が見える。学説においても当該法理の適用の要件に対する認識が明確でないようである。この5年間の裁判実務及び学説を見る限り、現在の中国における法人格否認法理の適用は、混乱に陥っているといわざるを得ない。

法人格否認の法理は、外国から導入されたものであるため、現在、中国において、この法理への理解が未熟であることを否認しない。特に、中国では会社法第20条第3項という一つの条文の形で同法理を規定したから、同条を適用する際に株主による有限責任の「濫用」を解明しなければならない。

考察の手法として、人民法院が会社法第20条第3項を根拠として下した判例を、事案の主な事実関係を基準に各事案を整序し、株主による有限責任の濫用とは何かを見出すものである。考察の結果、中国において、今まで法人格否認の法理を適用して下した判決は、その類型は以下のとおりである。すなわち、債権者詐害事例、株主による会社資金の流用事例、株主の義務不履行事例、会社法の強行規定違反事例、財産混同・法人格混同事例と契約解釈事例などがある。

判例の考察から分かるように、一部の判例は、株主に責任を課す際に、財産混同を要件として判決を下した。また、株主による法人格濫用の目的を認定する際に財産混同等といった要素も持ち出した判決がある。しかし、財産混同とは、会社とその社員との間にその財産が外観上区別しにくい状況を指すものであるから、会社の背後にある社員が取引上の債務を免れる等の目的の存在は不要である。したがって、財産混同を代表とする形骸化（法人格混同）という要素は、濫用型である中国の法人格否認の規定の枠内でいかに位置づけるかが大きな問題になる。

形骸化（財産混同等）事例を見れば、その事案の実質は次のことである。すなわち、①株主による会社財産の流用、②契約相手方の確認、③契約相手方からの不当利得返還請求であるといえよう。これらの①～③の事例は、一般私法の法理によって解決が可能である。したがって、形

骸化事例は、その事案の実質に照らして一般私法の法理に委ね、会社法第20条第3項の適用はないであろう。

会社法第20条第3項の内容を解明するために、その要件である「濫用」とはいかなるものかを解明することがもっとも大事である。中国の判例の大部分は株主による有限責任の濫用が必要である。これらの法人格濫用の目的は、主に①債権者詐欺、②株主による会社資金の流用・子会社又は姉妹会社に移転、③株主による法の義務不履行、④会社法の強行規定違反がある。

しかし、②～④事例について、株主の当該行為からは、必ずしも債務を逃れる目的を含まれていないといえる。要するに、人民法院は、株主による有限責任濫用の目的を要求したとしても、その濫用目的の内容は容易に把握することができない。株主による有限責任濫用の目的は多種多様なので、その濫用目的を列挙することは不可能である。他方、人民法院は濫用の目的を認定したとしても、株主の当該行為は必ずしも債務逃れの目的の存在を導くことができない。

したがって、濫用の目的自体は容易に把握するものではないので、濫用の目的から会社法第20条第3項の内容を解明することはできない。そこで、いかなる事実があれば濫用の目的が認定できるかについて、法人格否認の法理に対して更なる考察が必要であろう。

一方、日本においては、最高裁が提示した形骸化と濫用という法人格否認の法理の枠組みによらず、ドイツの学説を参考して理論上この法理を再構築することを試みる者がいる。この代表は森本教授と江頭教授である。

森本教授は、会社法の基本原則即ち会社財産の維持充実義務を建前に出して、この原則に反することにより、会社が社員に対して有する損害賠償請求権を、会社債権者保護のために、債権者も直接行使することを認めることを主張している。この主張に基づいて森本教授は、従来の法人格否認の法理に属する事例を、個別的規範解釈事例と有限責任濫用事例とに分けている。

有限責任濫用事例について、森本教授は、財産混同、社員からの会社資本剥奪及び過少資本という三つの場合があると主張した。

個別的規範解釈事例について、森本教授は、これらの事例が一般私法の法理による解決ができるから、また、法人格の本質からは濫用の判断基準が見出せないことを併せて、この類型の事例について法人格否認の法理の適用を必要としないと主張した。

このように、森本教授は法人格否認の法理に対して理論上再構成を試みた。日本法上の理論構築は中国にとっては有意義である。すなわち、法人格濫用の目的自体は容易に把握するものではないので、濫用の目的から会社法第20条第3項の内容を解明することは困難である。そこで、同条に対して理論上構築することを通して、どのような事実があれば法人格濫用の目的が認定されるかは有意義な試みであろう。

中国法の考察から以下のことが分かった。すなわち、今まで会社法第20条第3項の適用事例は、取引法の範疇に属するから、事案の事実認定、契約自体の解釈、規範自体の解釈を通して妥当な解決ができる。また、法人格否認の判例の大部分に占めた債権者詐欺事例、会社財産流用事例について、中国契約法第74条の詐害行為取消権で解決可能である。また、出資の仮払込みをした株主に対して、会社債権者は中国契約法第73条の債権者代位権を適用して会社の債権を代位行使することができる。

このようにして、今まで会社法第20条第3項の適用事例は、既存の一般私法の法理による解決が可能である。法人格否認の法理の適用範囲に残るものとしては、会社搾取と過少資本である。すなわち、理論上、中国における法人格否認の法理の適用は会社搾取と過少資本に限られる。会社搾取と過少資本はいずれも今までの判例から出ていないので、その適用要件をこれからの中国の判例の発展に注目しながら研究を続けるであろう。

# 学位論文審査の要旨

主 査 特任教授 林 靖  
副 査 教授 山 本 哲 生  
副 査 准教授 川 村 力

## 学位論文題名

### 要件の視角から見た中国法人格否認の法理

法人格否認の法理とは、特定の事案について、会社の法人格の独立性を否定し、会社とその背後にある社員とを同一視して、事案の衡平な処理を図る法理をいう。最高裁は、昭和44年の判決（昭和44年2月27日民集23巻2号511頁）において、法人格の「形骸化」または「濫用」の場合に、会社の法人格が否認される場合の生ずることを明かにしている。

各国に類似の法理が存在しており、中国でも同様である。中国会社法（2006年1月1日施行）第20条第3項は、「会社の株主が会社法人の独立的地位および株主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合は、会社の債務に対して連帯して責任を負わなければならない」とする。中国法には、「法人格の濫用型」の法人格否認の法理を明文の規定で認めているという特徴がある。

本論文は、中国の判例・学説には、法人格否認の要件に関する認識が十分ではない点があり、しかも、判例では、法人格否認の法理の適用が拡大する傾向がみえることを指摘して、法的安定性の観点から、その適用の要件を明確にする必要があるとする問題意識に基づき、中国法について同法理の再構成を主張する。

本論文は、全7章から構成されており、その内容は以下のとおりである。

第1章「序章」は、中国の判例・学説では、法人格否認の要件である「濫用の目的」が必ずしも明確ではないことを指摘して、法的安定性の観点から、要件を明確にする必要があるという本論文の基本的な問題意識を述べる。

第2章「中国法人格否認法理（会社法第20条第3項）の立法史」は、立法時の中国の社会情勢および立法の過程をたどり、同条は、株主が複数の会社を設立して相互に資金を移転することによって債務を免れるという事例等を想定した規定であること、立法に際して日本法が参照されたことを明かにする。

第3章では、法人格否認法理に関する中国の判例を検討する。その検討によれば、中国の判例が法人格否認の法理を適用した事例は、債権者詐害事例、株主による会社資金の流用事例、株主の義務不履行事例、会社法の強行規定違反事例、財産混同・法人格混同事例、契約解釈事例である。しかし、本論文は、法人格を濫用して債務を免れる目的があることを要件とする中国会社法第20条第3項を、財産混同・法人格混同の事例に適用することは困難であり、この点では、株主による会社資金の流用事例等についても同様であることを指摘する。しかも、本論文は、判例の検討に基づいて、「濫用の目的」自体は容易に把握できないことを力説して、「濫用の目的」から会社法第20条第3項の内容を解明することには困難があると主張する。

第4章では、中国の学説を検討し、学説でも中国会社法第20条第3項の要件についての理解が

必ずしも十分とはいえないことを指摘する。

そこで、中国会社法第 20 条第 3 項の立法時に、日本法が参照されたことを考慮して、第 5 章では、法人格否認の法理に関する日本の判例・学説を紹介・検討する。本論文は、日本の判例・学説を検討して、日本では、最高裁が提示した「形骸化」と「濫用」という枠組みによらず、ドイツの学説を参考にして、この法理の再構成を試みる有力な学説があることに注目する。この学説は、従来の法人格否認の法理に属する事例を、「個別的規範解釈事例」と「有限責任濫用事例（財産混同、会社搾取および過少資本）」とに分け、前者の事例については、一般私法の法理による解決が可能であるから、法人格否認の法理の適用を必要としないと主張する説である。

本論文は、この学説に依拠して、第 6 章において、中国会社法第 20 条第 3 項の適用事例は、事案の事実認定、契約自体の解釈、規範自体の解釈を通して妥当な解決をはかることが可能な事例であり、法人格否認の判例の大部分に占める債権者詐害事例および会社財産流用事例については、詐害行為取消権による解決が可能であり、また、仮装払込みをした株主に対しては、会社債権者が債権者代位権によって会社の債権を代位行使することが理論上考えられることを明かにする。

第 7 章「結章」は、中国会社法第 20 条第 3 項の適用があるとされていた事例については、一般私法の法理による妥当な解決が可能であること、この点では財産混同の事例についても同様であることを強調して、同条の適用は、会社搾取および過少資本の場合に限られるのではないかという解釈を示唆しつつも、この点は将来の研究課題であることを指摘する。

本論文の骨子は、中国会社法第 20 条第 3 項は、文言からは「法人格の濫用」の事例に限って適用されるべきであり、したがって、中国の判例・学説がその適用を肯定する「法人格の形骸化」の事例である「財産混同」の場合については適用を否定すべきであること、および、同条の要件である「濫用の目的」の明確化には困難があることを強調して、「法人格の濫用」の事例全般について、一般私法の法理による妥当な解決が可能であるということにある。このような主張は、中国の判例・学説とは全く異なる観点から、法人格否認の法理の再構成を志向するものであり、本論文は、中国の実務・学説に対して、寄与・貢献するところが大きいものと推測される。

本論文は、中国の判例の分析に際して、最高人民法院の判決のみならず、下級審判決をも検討の対象として、その解決および裁判官の法律論のほかに、具体的な事案の問題状況にできる限り迫る作業を行ない、中国の会社法人格否認の法理として問題となっている事例の実質を明かにしている。中国の法人格否認に関する総合的な判例研究として、本論文は高く評価されるべきである。本論文の分析によれば、中国の法人格否認の法理として実際に問題となっているのは、財産移転による責任財産の不当な減少という詐害行為類似の問題であり、形骸化の問題状況は、会社財産の流用、契約の相手方の確定の問題である。本論文は、このことを明かにしたうえで、これらの問題については、一般私法の法理による妥当な解決が可能であるという解釈を主張する。中国の判例・学説とは全く異なる観点から独自の解釈を主張する点で、本論文には、解釈論として評価すべきものがあると考えられる。本論文は、法人格否認の法理に関する中国の判例・学説を詳細に紹介して、中国の法人格否認の法理の全体像を明らかにしており、この点でも高い評価が可能であろう。

なお、本論文は、会社搾取および過少資本の事例について、中国会社法第 20 条第 3 項の適用がありうるという解釈を示唆する。しかし、これらの事例について中国の判例の蓄積が十分ではないことから、本論文では、その法的な扱いが必ずしも明確ではないようである。この点は、本論文に残された課題であるが、法人格の濫用型の法人格否認の法理を明文の規定で認める中国法に関する研究として、本論文が高い評価に値する研究であるという結論が変わることはないものと考えられる。

以上の理由に基づき、本論文は、学位申請者に博士（法学）の学位を授与するにふさわしい研究であると判断した。